

近世碑文異同攷

——伊能忠敬と澁江抽齋墓碑銘について——

柴田 光彦

要 旨

近世の墓碑銘において、文集掲載の碑銘と実際の墓の碑銘とは多くの場合、若干の異同があるのが普通であるが、しかし一般には、気づかぬままに文集と墓のそれとを同一のものとされている場合が多い。本稿では異同の多い例として「伊能忠敬」、実地検分してもなお間違えやすい程に異同の少ない例として「澁江抽齋」を例に取りあげて検証を試みた。

はじめに

墓碑乃至顕彰碑の銘文は、伝記資料として価値の高いことはいうまでもなく、当然人名事典の典拠にも掲げられているが、その銘文は実際には手近な記録や文集に頼りがちである。それは単に精粗の差というだけではなく、記述の内容に違いのある場合も生ずる。本稿では、試みにその例の一、二をとりあげてみることにする。

その一 伊能忠敬墓碑銘

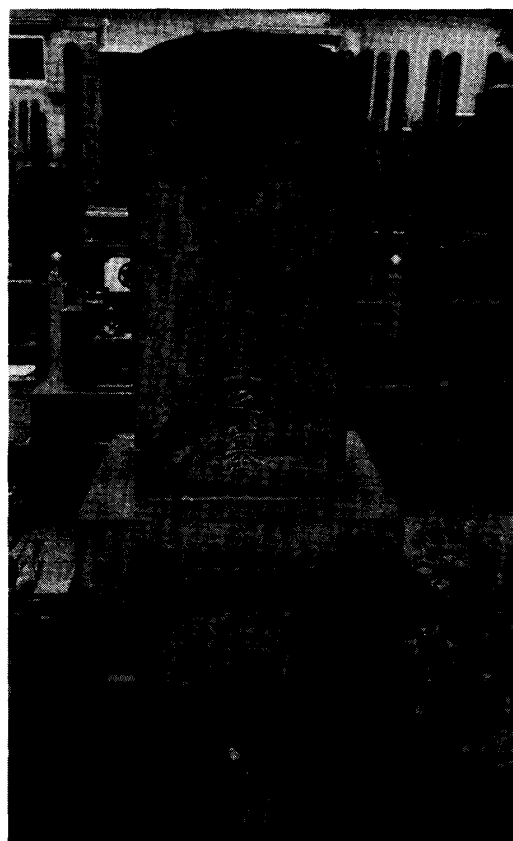
一

ここ一兩年、伊能図が新たに脚光を浴びてより、江戸東京博物館においてその展覧会が行われ、また演劇にも取り上げられ、誕生地の千葉県の九十九里において、またその本拠である佐原においても種々の顕彰の催しも行われている。地図は文政四年に完成、『大日本沿海輿地図』となり、伊能図で知られている。忠敬はその年の四月十八日、七十四歳で没した。遺言により師の高橋至時の側(台東区東上野六一九 源空寺墓地)に葬られた。

墓碑銘は昌平饗教授の儒学者佐藤一斎(一七七一—一八五九)の撰文。書丹の関研は、近江膳所藩の儒者。字は克精、藍梁・湖西と号し江戸南八丁堀に住んだ。文久三年(一八六三)没、年五九。

墓石は三段、総高一七一、棹石高一〇一、幅四八・七、側四八・七センチ。銘文は三面。各三〇字、一一行。国指定史跡。

ところでその碑文は『愛日樓文集』所収の文(『事実文編』・『近世名



東河伊能先生之墓

家碑文集』同様)とは甚だしく異同がある。文集と建てられた墓碑とに違いのあるのは他にも多く、例せば柴野栗山の場合も同様である。さすがに『東京府史蹟調査報告 第七冊』(昭和五年)は碑によっている(若干の誤脱はあるが)。しかし往々にして手軽に「文集」乃至『事実文編』に頼る習慣があり、近年においても、「碑文」第三号(名墓顕彰会 平成二年十一月)は、碑の訪問年月日まで記しながら、掲げてある銘文は文集の段落を替えて引用している。碑文の前般はあまり変わらないが、後段に至って大きく変化している。そこで本稿では、文集と源空寺墓碑銘その違いを見てみることにする。

*なお佐原の伊能家菩提寺観福寺に墓には爪と髪が葬られてい、また、伊能へ入る前に養子縁組をした香取郡多古町の平山家の墓地にも忠敬夫妻の墓が建てられているがともに銘文はない。

(正面)

東河伊能先生之墓

(隸書)

(左側)

〔東河伊能君墓銘并序

江都 一齋佐藤担為文

君諱忠敬字子齊伊能氏號東河稱三郎右衛門晚稱勘解由北總香取郡佐原村人本姓神保氏南總武射郡小堤村神保貞恒之第三子出冒伊能氏伊能氏世為閩右族其先出於大和高市郡西田鄉大同中有諱景能者知北總香取郡大須賀莊居伊能村因以氏焉子孫蟬聯占其地至永祿中有諱景久者始徙佐原天正中為居民開肆屢貿易實君九世祖也高祖諱景利曾祖諱昌雄祖諱景慶考諱長由長由無子其配神保氏君之從祖姑也因丐君為嗣長由不幸蚤薨產頗荒君既來嗣慨然以幹蠱為志遙夕黽勉務儉素禁奢靡家衆百口以躬率先之天明三年關東大饑君為發私儲賑貸鄉里施及旁近村落多所全活六年又饑救之如初地頭津田日州君並優賞之君好星曆至寬政六年委家事於子景敬躬獨來江都而從事曆學當時所傳曆法君疑其〔裏面〕

〔有所不合既就曆家質之猶未釋然既而 官會有改曆之舉召高橋東岡者新自浪速來君執贄往見始聞西洋曆法理精數密宿疑乃解遂棄舊學學之推步測量之精東岡之門獨推君云寬政十二年閏四月 官命君測量北陸道及蝦夷地方東南沿海以定地度明年正月 官賜君父子銀各十錠許佩

(右側)

刀稱姓氏賞其於天明年內兩救窮民也享和元年三月又 命測量伊豆相模二總常陸奧沿海六月又 命測量出羽三越佐渡能登駿河遠江參河尾張沿海至文化紀元集地方各圖成一大圖進呈其九月 賞官賜廩米糶為小普請組屬天文方既而又 命測量山陽山陰西海南海四道壹岐對馬二島官道及沿海十二年又 命測量伊豆七島及箱根湖既竣事測量江都府內十四年四月府內圖成進呈自蝦夷測量之初至此閱十有八年五畿七道無地不涉遐陬僻壤盡測量而圖之最後有 命修成寓內沿海輿地全圖〔

〔及度數譜行程記至文政元年齡七十有四罹病其四月十三日劇殆不起至四年七月輿地全圖等成進呈以其九月四日歿 官追賞其功賜廩米宅地於孫忠誨以旌之君為人真率不修邊幅精力絕人每測量 命下輒喜見顏色不日而發乃躬歷險阻凌海濤奔走數百里風雨寒暑未嘗少沮喪何其氣之邁而事之勤也哉所著有國郡晝夜時刻考對數表紀源術并用法割圓八線表紀源法地球測遠術問答凡若干卷皆藏於家君先配長由之女繼配桑原氏皆先歿得三男二女昆季並殤仲子景敬嗣亦先歿孫忠誨嗣君之葬在城北淺草源空寺東岡君之瑩域從遺囑也忠誨以狀來請余銘乃畧叙之為銘曰源深以遠流長以疏善積之厚慶則有餘叩天之闔極坤之輿瘴烟毒霧不能為瘡祈寒暑雨不能為痛乃如之人能有幾與貞肅可泐跡則不渝文政五年壬午嘉平月下澣淡海關研書 孝孫忠誨立 廣羣鶴鵠

二 碑文(読点付)

今、ここでは読みやすいように、文集に做って読点を付し、後段にお

いて読み下しを試みることにする。

東河伊能君墓銘并叙

江都 一齋佐藤担為文

君諱忠敬。字子齊。伊能氏。號東河。稱三郎右衛門。晚稱勘解由。北總香取郡佐原村人。本姓神保氏。南總武射郡小堤村。神保貞恒之第三子。出冒伊能氏。伊能氏世為閩右族。其先出於大和高市郡西田郷。大同中。有諱景能者。知北總香取郡大須賀莊。居伊能村。因以氏焉。子孫蟬聯占其地。至永祿中。有諱景久者。始徙佐原。天正中為居民開肆塵貿易。實君九世祖也。高祖諱景利。曾祖諱昌雄。祖諱景慶。考諱長由。長由無子。其配神保氏君之從祖姑也。因丐君為嗣。長由不幸蚤歿產頗荒。君既來嗣。慨然以幹蠱為志。听夕黽勉。務儉素。禁奢靡。家衆百口以躬率先之。天明三年關東大饑。君為發私儲。賑貸郷里。施及旁近村落。多所全活。六年又饑。救之如初。地頭津田日州君並優賞之。君好星曆。至寛政六年。委家事於子景敬。躬獨來江都。耑從事曆學。當時所傳曆法。君疑其有所不合。徧就曆家質之。猶未釋然。既而 官會有改曆之舉。召高橋東岡者。新自浪速來。君執贄往見。始聞西洋曆法。理精數密。宿疑乃解。遂棄舊學學之。推步測量之精。東岡之門獨推君云。寛政十二年閏四月。 官命君。測量北陸道及蝦夷地方東南沿海。以定地度。明年正月。 官賜君父子銀各十錠。許佩刀。稱姓氏。賞其於天明年內兩救窮民也。享和元年三月。又 命測量伊豆。相模。二總。常陸。陸奥沿海。六月。又 命測量出羽。三越。佐渡。能登。駿河。遠江。參河。尾張沿海。至文化紀元。集地方各圖成一大圖。進呈。其九月。 官賞賜廩米。擢為小普請組。属

天文方。既而又 命測量。山陽。山陰。西海。南海四道。壹岐。對馬二島。官道及沿海。十二年。又 命測量伊豆七島及箱根湖。既竣事。測量江都府内。十四年四月。府内圖成。進呈。自蝦夷測量之初至此。閱十有八年。五畿七道。無地不涉。遐陬僻壤。盡測量而圖之。最後有 命。修成寓内沿海輿地全圖及度数譜。行程記。至文政元年。齡七十有四。罹病。其四月十三日。劇殆不起。至四年七月。輿地全圖等成。進呈。以其九月四日歿。 官追賞其功。賜廩米宅地於孫忠誨。以旌之。君為人真率。不修邊幅。精力絶人。每測量 命下。輒喜見顔色。不日而發。乃躬歷險阻。凌海濤。奔走數百里。風雨寒暑。未嘗少沮喪。何其氣之邁而事之勤也哉。所著。有國郡晝夜時刻考。對數表。紀源術并用法。割圓八線表紀源法。地球測遠術問答。凡若干卷。皆藏於家。君先配長由之女。繼配桑原氏。皆先歿。得三男二女。昆季並殤。仲子景敬嗣。亦先歿。孫忠誨嗣。君之葬在城北淺草源空寺東岡君之塋域。從遺囑也。忠誨以狀來。請余銘。乃畧叙之。為銘曰。源深以遠。流長以疏。善積之厚。慶則有餘。叩天之闔。極坤之輿。瘴烟毒霧。不能為瘡。折寒暑雨。不能為痛。乃如之人。能有幾與。貞珉可泐。跡則不渝。

文政五年壬午嘉平月下澣。淡海關研書。 孝孫忠誨立。 廣羣鶴鵠。

三 「愛日樓文集」銘文

『愛日樓文詩』卷二 墓表「伊能東河墓碣銘」(文政十二年)による銘文は次の通りである。読点は付してあるが、返点はない。五弓久文の『事実文編』第三(四十八)は「曾祖諱昌雄」の「曾」が□になっている

る。写本によつたのであろうか。五弓の付した返点を付す。また『近世名家碑文集』（明治二十六年）これまた後段にこれを参考に読み下しを試みて置く。

伊能君東河墓碣銘

君諱忠敬。字子齊。伊能氏。號東河。稱三郎右衛門。晚稱勸解由。北總香取郡佐原村人。原姓神保氏。南總武射郡小堤村神保貞恒之第三子。出冒伊能氏。伊能氏。世為閩右族。大同中有諱景能者。知北總香取郡大須賀莊。居伊能村。因以氏焉。子孫蟬聯占其地。至永祿中。有諱景久者。始徙佐原。天正中為居民開肆慶貿易。實君九世祖也。高祖諱景利。曾祖諱昌雄。祖諱景慶。考諱長由。無胤其配神保氏。君之從祖姑也。因以君為嗣。長由蚤薨。產頗荒。君既來嗣。慨然以幹蠱為志。遙夕黽勉。守儉素。去奢靡。家衆百口。以躬率先。產稍復。天明三年關東大饑。君為發私儲。賑貸閭里。施及附近村落。多所全活。六年又饑。調之如初。君嘗好星曆之學。其欲肆力從事也久矣。以家道未復。故因循數年。至寬政六年。決然委產於子景敬。身獨來都僑居。熙訪曆家。舉疑義而叩問之。竟未釋然。及見高橋君東岡。始聞西洋曆法。理精數密。超越諸家。於是宿疑渙然冰釋。遂棄舊學學之。多所發明。東岡之門。蓋不乏於人。而推步測量之精。則獨推君云。寬政十二年庚申閏四月。官命君測量北陸道及蝦夷地方。東南沿海。以定地度。明年正月。官賜君父子銀各十錠。許姓刀。賞其天明年內兩救窮餓也。享和元年三月。命測量伊豆。相模二總。常陸。陸奥沿海。六月。又命測量出羽。三越。佐渡。能登。

駿河。遠江。參河。尾張沿海。至文化紀元集地方各圖為一圖。進呈。其九月。賞賜廩米。擢為散手。屬日官。既而又命測量山陽。山陰。西海。南海四道。壹岐。對馬官道。及沿海。十二年。又命測量伊豆七島。及箱根湖。尋測江都府內。十四年四月。府內圖成。進呈。自寬政庚申至此。閱十八年。五畿七道。遐陬僻壤。無地不涉。盡測量而圖記之。後復有命。修定寓內輿地全圖。及度數譜。行程記。至文政元年。齡七十又四。疾疢。其四月十三日亟。殆不起。至四年七月。輿地全圖。及譜記成。進呈。以其九月四日殯。官追賞其功。厚賚孫忠誨以旌之。君稟賦朴直。精力過絕於人。齡踰七旬。鬢霜皤然被肩而其意氣蓬勃。如少壯人。每測量命下輒。喜見顏色。不日而發。乃躬歷險阻。凌海濤。奔走數百十里。風雨寒暑。未嘗少沮喪。噫嘻。何其氣之豪而事之勤也哉。所著有國郡晝夜時刻數表。紀源術。并用法。求割圓八線法割圓八線。表紀源法。地球測遠術問答。凡若干卷。藏存於家。君先閩長由之女。繼配桑原氏。皆先焉。得三男二女。昆季並殤。仲子景敬家督。亦蚤世。孫忠誨承重。墓在淺草源空寺。東岡君之塋側。以遺託也。君嘗俾忠誨從余游。忠誨才敏。箕業將有望。乃者件繫其世系履歷。丐余譔墓門之銘。嗚呼。余文豈足以不朽君哉。雖然其請惓惓矣。不可不徇也。乃歷叙之。係以銘四章。俾大書而深刻之。其一曰。叩天之闔。極地之輿。瘴烟毒霧。不能為瘡。祁寒暑雨。不能為瘡。乃如之人。罕見其儔。其二曰。維昔夏后。跡遍四陲。泥橈山楫。手胼足胝。八年于外。思日孜孜。百世之下。維君似之。其三曰。樹表亘線。縱橫步算。遠邇廣袤。靡或毫舛。保章分野。何猶而繆。樞星定度。孔彰且亶。其四曰。閱十八年。行數千里。一氣乞

然。未曾委靡。老而益壯。斃而後已。績勳于世。銘惡乎埃。

文政五年壬午嘉平月下澣

江都佐藤担造

冒伊能氏。伊能氏。世為閩右族。其先出於大和高市郡西田郷。大同中有冒伊能氏。伊能氏。世為閩右族。……大同中有

参考 『愛日樓文詩』二（『事實文編』三・『近世名家碑文集』・『碑文』

三）所引）

四 墓表銘文・文集銘文対照

凡例 一、右に墓表、左に文集を挙げる。

二、異同あるものに付いては、その字につき、墓には網を

かけ、文集は囲みをつけてその違いを示した。例・原本

三、文字の対応しない箇所は……で示した。

東河伊能君墓銘并叙

江戸 齋佐藤坦為文

伊能君東河墓碣銘

*（末尾に記す）

君諱忠敬。字子齊。伊能氏。號東河。稱三郎右衛門。晚稱勘解由。北總

保氏。君之從祖姑也。因~~焉~~君為嗣。長由不幸蚤薨。産頗荒。君既來嗣。

君諱忠敬。字子齊。伊能氏。號東河。稱三郎右衛門。晚稱勘解由。北總

慨然以幹蠱為志。遙夕甞勉。務~~儉~~素。禁奢靡。家衆百口。以躬率~~之~~先。

香取郡佐原村人。原本神保氏。南總武射郡小堤村神保貞恒之第三子。出

……天明三年關東大饑。君為發私儲。賑貸~~鄰~~里。施及旁近村落。多所

香取郡佐原村人。原姓神保氏。南總武射郡小堤村神保貞恒之第三子。出

稍復。天明三年關東大饑。君為發私儲。賑貸~~閭~~里。施及旁近村落。多所

全活。六年又饑。救之如初。地頭津田日州君並優賞之。君：好星曆。全活。六年又饑。調之如初。君：好星曆。

至寬政六年。委家事。

學。其欲肆力從事也久矣。以家道未復。故因循數年。至寬政六年。泱然委

躬獨來江都。從事曆學。當時所傳曆法。君疑其有所不合。

產於子景敬。身獨來都。僑居。

偏就曆家質之。猶未釋然。官會有改曆之舉。召高橋東岡者。

訪曆家。舉疑義而叩問之。竟未釋然。

新自浪速來。君執贄往見。始聞西洋曆法。理精數密。

及見高橋君東岡。始聞西洋曆法。理精數密。

宿疑乃解。遂棄舊學學之。

超越諸家。於是。宿疑泱然冰釋。遂棄舊學學之。多所發明。東岡之門。

推步測量之精。東岡之門獨推君云。寬政十二年。閏四

蓋不乏於人。而推步測量之精。則獨推君云。寬政十二年庚申閏四

月。官命君測量北陸道。及蝦夷地方。東南沿海。以定地度。明年正月。月。官命君測量北陸道。及蝦夷地方。東南沿海。以定地度。明年正月。

官賜君父子銀各十錠。許胤刀。稱姓氏。賞其天明年內兩救窮民也。

官賜君父子銀各十錠。許胤刀。賞其天明年內兩救窮民也。享和

又命測量伊豆。相模。二總。常陸。陸奧沿海。六月。又命測

元年三月。命測量伊豆。相模。二總。常陸。陸奧沿海。六月。又命測

量。出羽。三越。佐渡。能登。駿河。遠江。參河。尾張沿海。至文化紀

量。出羽。三越。佐渡。能登。駿河。遠江。參河。尾張沿海。至文化紀

元。集地方各圖成一圖進呈。其九月。官賞賜廩米。擢為小普請組。屬

元。集地方各圖成一圖進呈。其九月。賞賜廩米。擢為散手。屬

天文方。既而又命測量。山陽。山陰。西海。南海四道。壹岐。對馬二島

既而又命測量。山陽。山陰。西海。南海四道。壹岐。對馬。對馬。對馬。

官道。及沿海。十二年。又命測量伊豆七島。及箱根湖。既竣事尋測量

官道。及沿海。十二年。又命測量伊豆七島。及箱根湖。尋測量

江都府内。十四年四月。府内圖成。進呈。自蝦夷測量之初至此。閱十有
江都府内。十四年四月。府内圖成。進呈。自……寛政庚申至此。閱十……

八年。五畿七道。無地不涉。遐陬僻壤。盡測量而圖……之。最後復有命。
八年。五畿七道。遐陬僻壤。無地不涉。盡測量而圖記之。……後復有命。

修成寓内輿地全圖。及度數譜。行程記。至文政元年。齡七十有四。羅
修定寓内輿地全圖。及度數譜。行程記。至文政元年。齡七十又四。疾

病。其四月十三日劇。不起。至四年七月。輿地全圖等……成進呈。以其
疾。其四月十三日。不起。至四年七月。輿地全圖及譜記成進呈。以其

九月四日歿。……賜康米宅地於孫忠誨以旌之。君為人真率。不
九月四日歿。官追賞其功。厚賚……孫忠誨以旌之。君稟賦朴直……

修邊幅。精力……絶……人……
……精力過絶因人。齡踰七旬。鬢霜。然被肩而其意氣蓬勃。如少壯

……每測量命下輒。喜見顔色。不日而發。乃躬歷險阻。凌海濤。奔走數
人。每測量命下輒。喜見顔色。不日而發。乃躬歷險阻。凌海濤。奔走數

十百里。風雨寒暑。未嘗少沮喪。……何其氣之豪而事之勤也哉。所著
十百里。風雨寒暑。未嘗少沮喪。噫嘻。何其氣之豪而事之勤也哉。所著

有國郡晝夜時刻對數表。紀源術。并用法。……割圓八線法。割圓八線表。
有國郡晝夜時刻對數表。紀源術。并用法。求割圓八線法。割圓八線表。

紀源法。地球測遠術問答。凡若干卷。藏存於家。君先配長由之女。繼配
紀源法。地球測遠術問答。凡若干卷。藏存於家。君先配長由之女。繼配

桑原氏。皆先歿。得三男二女。昆季並殤。仲子景敬嗣。……亦先歿。孫忠
桑原氏。皆先歿。得三男二女。昆季並殤。仲子景敬家督。亦密世。孫忠

誨嗣君之。葬在城北淺草源空寺。東岡君之塋域。從遺囑也。忠誨以狀來
誨承承重。墓在……淺草源空寺。東岡君之塋側。以遺託也。……

請余銘。……君嘗俾忠誨從余游。忠誨才敏。箕業將有望。乃者件繫其世系履
……君嘗俾忠誨從余游。忠誨才敏。箕業將有望。乃者件繫其世系履

……歷。巧余譏墓門之銘。嗚呼。余文豈足以不朽君哉。雖然其請惓惓矣。不
歷。巧余譏墓門之銘。嗚呼。余文豈足以不朽君哉。雖然其請惓惓矣。不

.....乃略叙之。銘曰。.....源深以

可不徇也。乃歷叙之。係以銘四章。俾大書而深刻之。其一日。叩天之

遠。流長以疏。善積之厚。慶則有餘。叩天之闔。極坤之輿。瘴烟毒霧。

闔。極地之輿。瘴烟毒霧。不能為瘡。祁寒暑雨。不能為瘡。乃如之人。

不能為瘡。.....祈寒暑雨。不能為瘡。乃如之人。能有幾與。貞珉可

罕見其儔。其二曰。維昔夏后。跡遍四陲。泥橈山楫。手胼足胝。八年于

泐。跡則不渝。.....

外。思日孜孜。百世之下。維君似之。其三曰。樹表巨線。縱橫步算。遠

.....

邇廣表。靡或毫舛。保章分野。何慵而繆。樞星定度。孔彰且亶。其四

.....

曰。閱十八年。行數千里。一氣訖然。未曾委靡。老而益壯。斃而後已。

.....

績勳于世。銘惡乎埃。

文政五年壬午嘉平月下澣 湛海關研書 孝孫忠誨立

文政五年壬午嘉平月下澣 湛海關研書 孝孫忠誨立 江都佐藤担造

* (前へ)

五 墓表銘文読み下し

君諱は忠敬。字は子齊。伊能氏。東河と号し、三郎右衛門と稱す。晩に勘解由と稱す。北總香取郡佐原村の人なり。原の姓は神保氏。南總武射郡小堤村、神保貞恒の第三子なり。出て伊能氏を冒す。伊能氏は世々閩(ムラ)の右族(名門)為り。其の先は大和高市郡西田郷より出づ。大同中(八〇六一—八〇七)諱景能なる者有り。北總香取郡大須賀莊を知(オサ)め、伊能村に居、因て以て氏となす。子孫蟬聯(連綿)として其の地を占め、永祿中(一五五八—一五七〇)に至り、諱景久なる者有り、始めて佐原に徙る。天正中(一五七三—一五九二)居民と為り、肆塵(店)を開きて貿易す。實に君の九世の祖なり。

高祖の諱は景利、曾祖の諱は昌雄、祖の諱は景慶、考の諱は長由なり。長由に子無し。其の配は神保氏、君の從祖姑なり。因て君を乞ひて嗣と為す。長由は不幸にして蚤(ハヤ)く歿し、産頗る荒る。君は既に來りて嗣と為る。慨然として幹蠱(カンコ)。先人の仕事を受け継いでよく果たすこと。『易経』「幹父之蠱、有子考无咎」、蠱は欠点や過ちのあること、幹は司る、取り仕切る。蠱はまた故。を以て志と為し、遙夕(キンセキ。朝夕。)黽勉し、儉素を守り、奢靡を禁ず。家衆百口、躬を以て之に率先す。天

明三年（一七八三）關東大に饑ゆ。君、為めに私儲を發し、閭里に賑貸し、施は旁近の村落に及び、全活する所多し、六年又た饑ゆ。之を救うこと初めの如し。地頭津田日州君並に之を優賞せり。

君は星曆を好み、寛政六年（一七九四）に至り、家事を子景敬に委ね、躬独り江都に來りて曆学に従事す。当時所傳の曆法を君は其の合はざる所有るを疑ひ、熙（ヒロ）く曆家に就いて之を質し、猶ほ釈然とせず。既にして官に改曆の挙有るに会ひ、高橋東岡なる者を召し、新たに浪速より來る。君は贊（シ、束脩）を執り、往見し始めて西洋曆法を聞く。理精數密にして、宿疑乃はち解くる。洋の曆法を聞く。遂に旧学を棄てて之を学び、推歩測量の精は、東岡の門、独り君を推すと云う。

寛政十二年（一八〇〇）閏四月、官君に命ぜられて北陸道及び蝦夷地方東南沿海を測量し、以て地度を定めしむ。明年正月、官、君が父子に銀各十錠を賜り、刀を佩し姓氏を称することを許す。其の天明年内に、兩び窮民を救へるを賞してなり。

享和元年（一八〇二）三月、又命ぜられて伊豆・相模・二總・常陸・陸奥沿海を測量せしむ。六月又命ぜられて、出羽・三越・佐渡・能登・駿河・遠江・参河・尾張沿海を測量す。文化紀元（一八〇四）に至り、地方の各図を集めて一大図と成して進呈す。其の九月、官賞して麩米（十人扶持）を賜り、擢んぜられて小普請組となり、天文方に属す。既にして又た命ぜられて、山陽・山陰・西海・南海四道、壹岐・對馬官道、及び沿海を測量す。十二年（一八一五）又命ぜられて伊豆七島及び箱根湖を測量す。既に事竣（ヲハ）り、江都府内を測量す。

十四年（一八一七）四月、府内図成り、進呈す。蝦夷測量の初めより此れに至るに十有八年を閱す。五畿七道、地涉らざるなし。遐陬（辺地）僻壤（僻地）、測量を盡して之を図す。最後に命有り、宇内沿海輿地全圖及び度数譜・行程記を集成す。

文政元年（一八一八）に至り、齡七十有四、病に罹り、其の四月十三日劇（ハゲシ）く殆ど起たず。四年七月に至り、輿地全圖等成り進呈す。其の九月四日を以て歿す。官其の功を追賞し、麩米宅地を孫忠誨に賜り、以て之を旌（アラハ）す。

君、人と為り真率にして辺幅を修めず。精力人に絶す。測量の命下る毎に、輒ち喜びを顔色に見はし、日ならずして発す。乃ち躬は險阻を歴て、海濤を凌ぎ、奔走すること数十百里。風雨寒暑にも未だ嘗て少しも沮喪せず。何ぞ其の氣の邁にして、之れに事ふるに勤なるかな。

著す所、『國郡昼夜時刻考』・『對數表』・『紀源術并用法』・『割円八線法』・『紀源法』・『地球測遠術問答』、凡そ若干卷有り。藏して皆家に藏す。

君の先の配は長由の女、繼ぎの配は桑原氏、皆先に歿す。三男二女を得、昆（兄）季（弟）並に殤す。仲子景敬嗣ぎ、亦先に歿し、孫忠誨嗣ぐ。君の葬は城北淺草源空寺、東岡君の塋域に在り。遺囑に従ふなり。忠誨狀を以て來り、余に銘を請ふ。乃ち略之を叙して銘と為す。曰く。源は深く以て遠く、流は長く以て疏る。善積之れ厚く、慶は則ち余り有り。天の闇を叩て、地の輿（大地、地球）を極む。瘴烟毒霧、疢（ヤマ）イ、病）を為す能はず。寒暑に雨を祈り、乃ち之の如き人は、其の幾

も与に有らん。貞珉(石碑)は泐(ロク、裂ける)すべくも、跡は則ち渝はらず。

文政五年(一八二二)壬午嘉平月(十二月)下濼(旬)

淡海・關研書。孝孫忠誨立。廣(瀬)群鶴鵜(セン、刻)。

六 文集銘文読み下し

君諱は忠敬。字は子齊。伊能氏。東河と号し、三郎右衛門と稱す。晩に勘解由と稱す。北總香取郡佐原村の人なり。原の姓は神保氏。南總武射郡小堤村、神保貞恒の第三子なり。出て伊能氏を冒す。伊能氏は世々閩(ムウ)の右族(名門)為り。大同中(八〇六一—八〇七〇)諱景能なる者有り。北總香取郡大須賀莊を知(オサ)め、伊能村に居、因て以て氏となす。子孫蟬聯(連綿)として其の地を占め、永祿中(一五五八—一五七〇)に至り、諱景久なる者有り、始めて佐原に徙る。天正中(一五七三—一五九二)居民と為り、肆塵(店)を開きて貿易す。實に君の九世の祖なり。

高祖の諱は景利、曾祖の諱は昌雄、祖の諱は景慶、考の諱は長由なり。胤無し。其の配は神保氏、君の從祖姑なり。因て君を以て嗣と為す。長由は蚤(ハヤ)く歿(没)し、産頗る荒る。君は既に來りて嗣と為る。慨然として幹蠱(カンコ)。先人の仕事を受け継いでよく果たすこと。を以て志と為し、遙夕(キンセキ。朝夕)黽勉し、儉素を守り、奢靡を去り、家衆百口、躬を以て率先し、産稍々復す。天明三年(一七八三)關東大に饑ゆ。君、為めに私儲を發し、閭里に賑貸し、施は旁近の村落に及び、

全活する所多し、六年又た饑ゆ。之を賙する(救う、施す)こと初めの如し。

君は嘗て星曆の学を好み、其に力を肆(ツク)して従事せんと欲するや久し。家道未だ復せざる故を以て、因循すること数年。寛政六年(一七九四)に至り、決然として産を子の景敬に委ね、身独り都に來りて僑居し、熙く曆家を訪ねて、疑義を挙て之を叩問す。竟に未だ釈然とせず。高橋君東岡に見るに及び、始めて西洋の曆法を聞く。理精数密にして、諸家を超越す。是に於て、宿疑渙然として氷積せり。遂に旧学を棄てて之を学び、發明する所多し。東岡の門、蓋し人に於て乏しからず。而して推歩測量の精は則ち独り君を推すと云う。寛政十二年(一八〇〇)庚申閏四月、官君に命じて北陸道及び蝦夷地方東南沿海を測量し、以て地度を定めしむ。明年正月、官君父子に銀各十錠を賜り、姓刀を許す。其の天明年内、兩び窮餓を救へるを賞してなり。

享和元年(一八〇一)三月、命じて伊豆・相模・二總・常陸・陸奥沿海を測量せり。六月又命じて、出羽・三越・佐渡・能登・駿河・遠江・參河・尾張沿海を測量す。文化紀元(一八〇四)に至り、地方の各図を集めて一図となして進呈す。其の九月、賞して廩米(十人扶持)を賜り、擢んぜられて散手(無役の幕吏)となり、日官(天文方)に属さる。既にして又た命ぜられて、山陽・山陰・西海・南海四道、壹岐・對馬官道、及び沿海を測量す。十二年(一八一五)又命じて伊豆七島及箱根湖を測量し、尋で江都府内を測る。十四年(一八一七)四月、府内図成り、進呈す。寛政庚申(十二年)自り此れに至るに十八年を閱す。五畿七道、

遐陬(辺地)僻壤(僻地)、地渉らざるなし。測量を盡して之を図記す。後に復命有り、寓内(宇内)輿地全圖及び度数譜・行程記を修定す。

文政元年(一八一八)齡七十又た四、疾疢(シツチン。病み)して、其の四月十三日、亟(ハヤ)くも殆ど起たず。四年七月に至り、輿地全圖及び譜記成り、進呈し、其の九月四日を以て薨す。官、其功を追賞し、厚く孫忠誨に賚(タマハ)り、以て之を旌(アラハ)す。

君は稟賦(うまれつき)朴直、精力人に過絶す。齡七旬を踰へ、鬢霜皤然(ハゼン。白いさま)として肩を被ふ。而して其の意氣蓬勃として少壯の人の如し。測量の命下る毎に、輒ち喜びを顔色に見はし、日ならずして発す。乃ち躬は險阻を歴て、海濤を凌ぎ、奔走すること数十百里。風雨寒暑も未だ嘗て少しも沮喪せず。噫嘻(アア)。何ぞ其の氣の豪にして、之れに事ふるに勤なるかな。著す所、『国郡昼夜時刻対数表』・『紀源術井用法』・『求割円八線法』・『割円八線表』・『紀源法』・『地球測遠術問答』、凡そ若干卷有り。藏して家に存す。君、先聞は長由の女、継配は桑原氏。皆先だてり。三男二女を得るも、昆(兄)季並びに殤す。仲子景敬、家督し亦蚤世す。孫忠誨、重ねて承ぐ。墓は淺草源空寺、東岡君の塋の側に在り。遺託を以てす。

君は嘗て忠誨を余に従へて遊ば俾む。忠誨は才敏にして、箕業(箕裘)之業。父祖の業を継ぐ)の行ひ、將に望み有らんとす。乃者(サキニ)其の世系履歴を件繫し、余に墓門の銘を撰(撰、エラ)ぶことを丐(乞)ふ。嗚呼、余の文は豈に以て君を朽ちせざるに足らんや。然りと雖も、其の請ひ惓惓(真心を尽くし)たり。徇(シタガハ)ざるべからず。乃ち之れ

を歴叙す。係るに銘四章を以てし、大書して之を深く刻さ俾(シ)む。

其一に曰く。天の闔(コン、宮門)を叩て、地の輿(大地、地球)を極む。瘴烟毒霧、瘴(瘴、病を治す)を為す能はず。祁(キ、甚)寒暑雨、瘡を為すこと能はず。乃ち之の如きの人は、其の儔(仲間)を見ること罕(マレ)なり。

其二に曰く。維昔、夏后(禹の王朝)、跡四陲(スイ。周)に遍く、泥橈(キョウ)山楸(キョク。輿)、手に胼(ヘン。あかぎれ)し、足に胝(チ。まめ)して、外に八年、思ひ日に孜孜たり。百世の下、維れ君、之に似たり。

其三に曰く。表を樹て、線を亘(メグラ)し、縦横に歩算す。遠く邇(チカ)く、廣く表(ナガ、ボウ)し。或は毫も舛(ソムク)こと靡(ナ)く、章を保ち野を分つ。何れか橈(カク、ほぼ)として繆(アヤマラ)ざる。樞星(北斗七星の第一星)度を定むこと、孔(ハナハダ)彰らかに且つ亘(ユタカ)なり。

其四に曰く。十八年を閱し、行くこと数千里。一氣乞(キツ)然(勇)壯なさま。未だ曾て委靡(衰える)せず。老いて益々壯ん。斃れて後ち已む。績を世に勒す。銘、惡(イズク)にか俟(マ)たん。

文政五年(一八二二)壬午嘉平月(十二月)下澣(旬) 江都佐藤担造

その二 澀江抽齋墓碑銘

先には、碑文と稿本の異同について記したが、ここでは典拠になった五弓久文の『事実文編』と実際の碑文との異同について触れて見る。

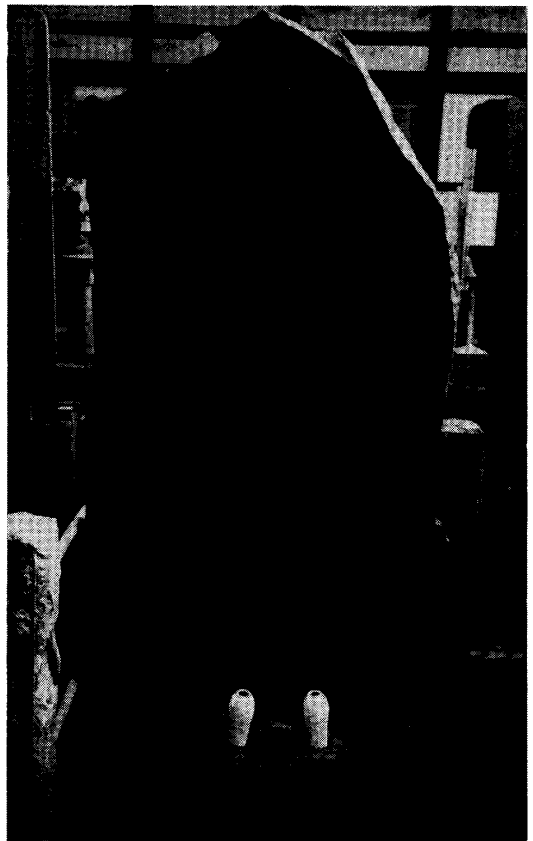
松本清張はその評伝『画像・森鷗外』（平成六年 文芸春秋社）において、色々な角度から鷗外像を吟味検討していて、興味深い。その「14」以降で『澀江抽齋』を取り上げている。

そしてその末尾に、「大正四年十月三十日、鷗外は感応寺（台東区谷中六丁目一二）に往き、澀江道純並びにその族人の墓を訪うた」とい、「同月三十日の鷗外に感応寺の記はそのまま「澀江抽齋」の「その八」の冒頭になっている。」として、その文を引く。

わたくしは谷中の感應寺に往つて、抽齋の墓を訪ねた。墓は容易く見附けられた。南向の本堂の西側に、西に面して立つてゐる。「抽齋澀江君墓碣銘」と云ふ篆額も墓誌銘も、皆小島成齋の書である。

漁村の文は頗る長い。後に保さんに聞けば、これでも碑が餘り大きくなるのを恐れて、割愛して削除したものださうである。喫茗雑話の載する所は三分の一にも足りない。わたくしは又後に五弓雪窓が此文を事実文編の七十二に収めてゐるのを知つた。國書刊行會本を閲するに、誤脱は無いやうである。（下略）

そして、清張自身は「15」で、昭和六十年六月二日の午後、谷中に行つたことを記している。



抽齋澀江君墓碣銘

抽齋墓は本堂西から二筋目を北に入つてすぐだった。黝い墓石は高さ二メートル、横一・五メートル、上がゆるやかな山形をなしている。篆額に当る上部は広く仕切つてそのスペースに「抽齋澀江君墓碣銘」と二行に篆書体文字が彫られている。したがつてその下の墓誌銘は方一メートルの中に長い海保漁村の文が楷書の細字で窮屈そうに埋められている。

抽齋の墓に詣る人の有無を聞くと、ときたまに人が見えるという。私が墓の形や篆額の文字を書体どおりにノートに写し取っていると、このお墓の方はどういう人ですかと少女はきいた。むかしのえらいお医者さんで学者ですと私は答えた。少女は、そうですか、どうぞごゆっくりと頭をさげて去った。

清張が篆額の文字を写したのは、鷗外がその題名に「澀」字を使った

ことを意識してのことであろう。この後、清張が銘文まで写し取ったか否かは書いていない。なお銘文本文の題は後に示すごとく「澁江道純君墓碣銘」と書かれている。とにかく清張は鷗外研究家諸氏の文章にも抽齋墓を訪ねたとは見えず、「鷗外写真アルバム」といった刊行物にも、墓の写真は載っていないので、一応の満足を得て帰った。そして「海保漁村撰の「抽齋澁江君墓碣銘」は文字の如く抽齋の墓碑銘である。その銘文は抽齋のみの履歴を記したものである」(15)といい、また「七月二日の夕刻、雨の中、抽齋の墓碑の前で、保の二人の子孫と逢っている(16)。

右のように聊かくどく鷗外と清張の文を引用したが、鷗外が「誤脱はない」といい、清張もそれを踏襲したと思われる、五弓久文の『事実文編』の銘文も、実際の碑銘と較べると僅かながら、脱字と衍字が見つけられる。長文を目で追いながら読みとることの限界とでも云うべきであろうか。筆者は、鷗外と同じく『事実文編』を参照しながら行ごりに較べるうちに、字数の合わせ箇所があり、ようやくにしてその誤脱を確認し得た。これは他の例でも見られることで、ただ二人の責めに帰すというわけにもいかない問題であるが、気が付いたので後日の為に訂正して置くことにする。

因みに他の例をあげれば、掃苔の大先達である森銃三氏の記録にも、矢張り誤脱がみられる。或いは元は誤植であったのかもしれないが、「掃苔記録」のうち「岡田寒泉の父善富の墓」(著作集・第九卷 人物篇九)

も墓碑にあたれば、「諄」と「淳」、「没」と「歿」(これは印刷編集の問題かもしれない)、「天」と「木」(誤植カ)、「以」の脱、「道」と「通」のごときである。とはいっても自分の自身近來年とともに校正の力の衰えもあり、誤植を見逃して何度も臍を噛む思いをしているが、これには出版社の活字に対する方針もあろう。

このように、それは森鷗外、森銃三、松本清張のごとき碩学にしても至難なことであり、ここに拓本の真価がある。

抽齋の碑は私の実測によれば、高さ一九〇センチ、幅は上で九五センチ、下で一一センチ、厚さは一七センチ、題額の匡郭、縦三四×横二一センチ、銘文匡郭縦一三〇×八七センチ、碑文一行三十九字、二六行。銘文は次の如くである。

(碑表)

「抽齋澁江／君墓碣銘」(篆額)

澁江道純墓碣銘

上総海保元備製文

備後小島知足書并篆額

嗚呼問其名則醫也問其攷古博涉之力則吾儒猶有愧焉是宜以尋常醫流目之乎以吾所親交唯弘前澁江道純其似之矣道純少受學於市野迷庵迨長復從符谷掖齋遊蓋近今之論古學者必推二老而道純晨夕浸灌其中以故其學具有端緒遂推以切劘醫方宜乎其立論大與世醫有逕庭乎世醫謂醫事自有心得非關于書乃或讀書求之輒近而足矣不用追古人既往之迹而道純乃謂醫

之妙處必自讀書中得來亦必自古書中得來如素問之陰陽結斜斜字前人難其解道純謂斜當斜字訛引說文糾瓜瓠結_レ爲證云結糾即結_レ其於七損八益引玉房秘訣謂其言與王注符洵爲古來相傳之說靈樞之不精則不正當人言亦人人異道純謂正當連文援華佗爲證識者服其明確其醫方之傳得之伊澤蘭軒而復受治痘之訣於池田京水然亦未敢輕爲人施治每謂徵古善本校古醫經以味古醫道吾事畢矣何必屑屑焉與世醫爭長乎故友丹波君莖庭嘗歎迷庵掖齋之歿世罕能鑒別古本者唯道純及森立之獨能得其真傳乃相與謀使其撰經籍訪古誌余亦嘗寓日其間爲之序例學者傳錄稱爲不可少之種意者道純之力居多焉家多儲古本一莫不精善所藏各書一莫不經點校學者欲考古者必借觀取正性沈默寡言遠視如不見其所長迨其爲人有所辨證各獲其益始服其精博云弘化甲辰

官命講醫經於躋壽館歲有賞賜嘉永己酉始奉

朝見既又例賜廩米凡館中分校各書必經道純再勘然後爲定所著有素問識小靈樞講義及雜錄若干卷皆藏于家道純諱全善號抽齋道純其字也祖日本皓考曰允成世爲弘前侍醫妣岩田氏其生在文化乙丑十一月八日以安政戊午八月廿九日病歿得年五十有四葬于江戶谷中感應寺有三子長恒善尾島氏出先卒次優善岡西氏出出爲矢島氏後三成善山内氏出繼一女平野氏出三子皆託余受學越己未將勒石墓道而屬文於余嗚呼吾所親交如小島寶素君丹波莖庭曉湖二君及堀川舟庵數年之間皆相繼歸道山今復遇道純之奄歿執筆以志墓石能無慨焉三嘆矣乎遂節錄其生平併爲之銘銘曰

以醫家而治醫書 與儒者治經一致 唯是古者之足徵 何問今人之有異 嗟矣乎斯人而亡 此理也其誰與議

萬延紀元歲次上章滿灘八月廿九日建

廣羣鶴刻字

次に『事実文編』の碑銘を凸版で掲げる。

二

○澁江道純墓碣銘

海保 元備

嗚呼問_二其名_一則醫也、問_二其致古博涉之力_一、則吾儒猶愧焉、是宜_レ以_二尋常醫流_一目_レ之乎、以_二吾所_一親交、唯弘前澁江道純其似_レ之矣、道純少受_二學於市野迷庵_一、迨_レ長復從_二狩谷掖齋_一遊、蓋近今之論_二古學_一者必推_二二老_一、而道純晨夕浸_レ灌其中、以_レ故其學具有_二端緒_一、遂推以切_レ劖醫方、宜乎其立_レ論、大與_二世醫_一有_二逕庭_一乎、世醫謂、醫事自有_二心得_一、非_レ關_二于書_一、乃或讀_レ書、求_二之輒近_一而足矣、不用_レ追_二古人既往之迹_一、而道純乃謂、醫之妙處必自_二讀書中_一得來、亦必自_二古書中_一得來、如_二素問之陰陽結斜々字_一、前人難_二其解_一、道純謂、斜當_二糾字訛_一、引_二說文糾瓜瓠結_レ爲_レ證、云、結糾即結_レ、其於_二七損八益_一、引_二玉房秘訣_一謂、其言與_二王注_一符、洵爲_二古來相傳之說_一、靈樞之不_レ精則不正當、人言亦人異、道純謂、正當連文、援_二華佗_一爲_レ證、識者服_二其明確_一、其醫方之傳、得_二之伊澤蘭軒_一、而復受_二治痘之訣於池田京水_一、然亦未_レ敢輕爲_レ人施_レ治、每謂、徵_二古書善本_一、校_二古醫經_一、以味_二古醫道_一、吾事畢矣、何必屑々焉與_二世醫_一爭_レ長乎、故友丹波君莖庭嘗歎、迷庵掖齋之

歿、世罕能鑒別古本者、唯道純及森立之獨能得其真傳、乃相與謀、使其撰經籍訪古志、余亦嘗寓目其間、爲之序例、學者傳錄、稱爲不可少之種、意者道純之力居多焉、家多儲古本、一莫不精善、所藏各書、一莫不經點校、學者欲考古者、必借觀取正、性沈默寡言、遊視如不見其所長、迨其爲人有所辨證、各獲其益、始服其精博云、弘化甲辰、官命講經於躋壽館、歲有賞賜、嘉永己酉、始奉朝見、既又例賜廩米、凡館中分校各書、必經道純再勘、然後爲定、所著有素問識小、靈樞講義、及雜錄若干卷、皆藏于家、道純諱全善、號拙齋、道純其字也、祖曰本皓、考曰允成、世爲弘前侍醫、妣岩田氏、其生在文化乙丑十一月八日、以安政戊午八月廿九日病歿、得年五十有四、葬江戶谷中感應寺、有子三子、長恒善、尾島氏出、先卒、次優善、岡西氏出、出爲矢島氏後、三成善、山内氏出、繼、一女平野氏出、三子皆託余受學、越己未、將勒石墓道、而屬文於余、嗚呼吾所親交、如小島寶素君丹波菴庭曉湖二君及堀川舟庵、數年之間皆相繼歸道山、今復遇道純之奄歿、執筆以志墓石、能無慨焉三歎矣乎、遂節其生平、併爲之銘、銘曰、以醫家而治醫書、與儒者治

經一致、唯是古者之足徵、何問今人之有異、嗟矣乎
斯人而亡、此理也其誰與議、

鵬外は「国書刊行会本を閲するに、誤脱はないようである」と書いているが、若干の異同があるので、氣のついたことを左に記す。以下、〈碑文〉と〈文編〉の差を述べる。但し、字体の違いは取り上げない。

〈碑文〉本文

〈文編〉

- 一行、二、二字目、「有」字アリ。 一行、末尾、「有」字ナシ。
- 八行、下ヨリ四字目「書」字ナシ。 一六行、下ヨリ二字目「書」字ナシ。
- 一七行、下ヨリ九字目「于」字アリ。 三三行、一、二字目「于」字ナシ。
- 終ヨリ三行、一、字目「録」字アリ。 終ヨリ四行目、下ヨリ三字目、「録」字ナシ。

以上、伊能忠敬墓碑銘とは違い、文意解読の妨げにはならぬにせよ、矢張り「誤脱」は誤脱、金石碑文の難しさを知り、改めて拓本の必要さを確認する次第である。

三

終りに参考の為に『事実文編』の返点を参考に読み下しを付す。読みやすいように適宜段落を設けて、改行した。

嗚呼（アア）、其の名を問えば、則ち医なり。其の考古博渉の力を問

えば、則ち吾が儒は猶これに愧ずること有り。是れ宜しく尋常の医流を以て之を目すべきか。吾が親交するところを以てすれば、唯だ弘前の澁江道純は、其れ之に似たり。道純は少(ワカ)くして学を市野迷庵に受け、長ずるに迨(イタ、至)り、復た狩谷棧斎に従いて遊ぶ。蓋(ケダ)し、近今の古学を論ずる者は、必ず二老を推す。而して道純は晨夕(朝な夕な)其の中に浸灌す。故を以て其の学、具(ツブサ)に端緒(タンシヨ、手がかり)有り、遂に推して以て医方を切劔(セツマ、切磨。切磋琢磨)し、宜しく其の論を立て、大に世医と徑庭(ケイテイ、大差)有らんか。

世医謂く。医事は自ら心得有り、書に閱はるにあらす。乃ち或は書を読み、之を輓近(ちかき世)に求め、而して足れり。古人既往の迹を追うを用ひず。而して道純、乃ち謂へらく、医の妙処は必ず読書中より得來す。亦た必ず古書中より得來す。『(黄帝)素問』(中国最古の医書)の陰陽結斜斜字の如きは、前人其れを解き難し。

道純謂く、斜は当に斜字の訛なるべく、『説文(解字)』(許慎著、字書)の糾瓜瓠結りを引いて証と為す。云く、結糾は即ち結りなり。其の七損八益において『玉房秘訣』を引て謂う。其言は玉(段玉裁)注(二卷)と符(ア)う。洵に古來相伝の説たり。『靈樞(經)』(鍼灸を論じた古医書、一二卷)の精ならざれば、則ち正当ならず。人の言は亦た人々人異なる。道純謂く、正当の文を連ねて華佗(後漢末の名医)を援けて証と為す。識者は其の明確に服せり。

其の医方の伝は伊沢蘭軒より之を受く。而して復た治痘の訣は池田京水において受く。然れども亦た人の為に治を施すことを敢えて軽んぜず。

每(ツネ)に謂く、古書善本を徴して古医経を校し、以て古医道を味あう。吾が事畢れり。何ぞ必ずしも屑屑(セツセツ、こせこせ)と焉(コレ)より世医と長く争はんか。

故友、丹波君藍庭(シテイ、多紀元堅。幕府奥医師)嘗(カツ)て歎じて、迷庵・棧斎の歿して、世に能く古本を鑑別する者罕(マレ)なり。唯だ、道純及び森立之、独り能く其の真伝を得たり。乃(スナハ)ち相い与(トモ)に謀りて、其の『経籍訪古誌』(中国古典解題。共編)を撰ばしむ。余も亦た嘗て其の間を寓目して、之が序例をなす。学者の伝録は称して少なかるべからざるの種となす。意は道純の力居多(大部分を占める)なり。

家に多く古本を儲け、一つとして精善ならざるはなし。蔵する所の各書は、一つとして点校せざるはなし。学者の古を考へんとする者は必ず借観して正を取る。性、沈黙寡言、遽に視て其の長ずる所を見ざるが如く、其の人と為りは、弁証する所あるに迨(至)り、各々其の益を獲て、始めて其の精博に服すと云う。

弘化甲辰(元年—一八四四)官命じて躋寿館において『医経』を講ぜしむ。歳に賞賜あり。嘉永己酉(二年—一八四九)始めて朝見を奉じ、既に又た廩米を例賜さる。凡そ館中で各書を分校し、必ず道純の再勸を経て、然る後に定まると為す。著す所『素問識小』『靈樞講義』及び雜録若干卷あり。皆家に蔵す。

道純、諱は全善(カネヨシ)号は抽斎、道純は其の字なり。祖を本皓と曰い、考を允成(タダシゲ)と曰う。世々弘前侍医たり。妣は岩田氏。

其の生るるは文化乙丑(二年一八〇五)十一月八日に在り。安政戊午(五年一八五八)八月廿九日を以て病歿す。年得ること五十有四、江戸谷中感応寺に葬る。

三子あり。長は恒善、尾島氏に出で先に卒す。次は優善、岡西氏に出で。出て矢島氏の後となす。三は成善、山内氏に出で継ぐ。一女は平野氏に出ず。三子皆余に託し、学を受けしむ。

越えて己未(安政六年)、將に墓道に石に勒さんとして文を余に属す。

嗚呼、吾が親交する所、小島宝素(尚質、幕府医官)君、丹波菫庭(多紀元堅)・暁湖二君、及び堀川舟庵の如く、数年間に皆相繼いで道山(仙人の住む山)に帰る。今復た道純の奄(ニハカ)に歿するに遇い、筆を執りて以て墓石に志(シル)す。能く慨焉三嘆することなし。遂に其の生平(平常)を節(カギ)り、併せて之が為に銘す。銘に曰く。

医家を以て而して医書を治すは、儒者の経を治すと一致す。唯だ是れ古者の徴するに足る。何ぞ今人の異なるを問はん。嗟(アア)斯の人而して亡し。此の理や其れ誰れと議せん。

万延紀元(一八六〇)歳(ホシ)上章(庚)涪灘(トントン、申)に次(ヤド)る 八月二十九日、建つ。

本稿は跡見学園女子大学特別研究助成による成果の一部である。記して謝意を評する次第である。